

随 意 契 約 結 果 一 覧 表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘 要
オホーツク 総合振興局 林務課	オホーツク若年層地域 定着支援事業委託業 務	H29.7.19	網走郡美幌町字稲美234番地 の3 美幌町森林組合 代表理事組合長 観野寿雄	1,836,000	①森林づくりから木材加工、森林計画など幅広い業務が経験できること。 (森林づくりに関する幅広い業務を担っている森林組合かつ、木材加工工場を有していること) ②網走市内から1時間圏内で事業を行っていること。 (研修時間が1日8時間、2週間と長期にわたり、森林内の研修現場は事務所から遠方にあることから、学生の負担軽減に配慮し、通勤は1時間圏内とする) ③チェンソーや刈り払い機の技術講習が行える職員(造林作業の作業指導者等安全衛生教育受講者)が在籍していること。 ④過去に学生の受け入れ実績があること。 【契約の根拠】 ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	
オホーツク 総合振興局 林務課	オホーツク若年層地域 定着支援事業委託業 務	H30.7.20	網走郡美幌町字稲美234番地 の3 美幌町森林組合 代表理事組合長 小寺 敏隆	1,431,000	①森林づくりから木材加工、森林計画など幅広い業務が経験できること。 (森林づくりに関する幅広い業務を担っている森林組合かつ、木材加工工場を有していること) ②網走市内から1時間圏内で事業を行っていること。 (研修時間が1日8時間、2週間と長期にわたり、森林内の研修現場は事務所から遠方にあることから、学生の負担軽減に配慮し、通勤は1時間圏内とする) ③過去に学生の受け入れ実績があること。 【契約の根拠】 ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	